

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	応神地区 (新田、鷹の橋、小島、東貞方北、東貞方南、七丁原四、七丁原三、七丁原二、七丁原一、轟、有天、西吉成、中原、高良、大道、戎子野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月12日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・新規参入者は、農地探しや販路開拓等の課題が多い状況であり、そういった人が参入できるような体制づくりを構築していく必要がある。 ・地道に農地の出し手と受け手を洗い出し、マッチングしていかなければならない。 ・耕作放棄地の発生を防ぐため、その体制づくりを検討していく必要がある。 ・小さな農家が点在しており、法人化や規模拡大化は難しい。 ・農作物の価格転嫁が必要である。 主な作物: 水稻、ブロッコリー、にんじん、ツルムラサキ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地の有効利用、耕作放棄地の発生を防止する仕組みづくりを検討する。 ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。 ・地域作物のニンジン、ブロッコリー、ツルムラサキの低コスト省力化を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	238.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	238.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。 ・以下の農地における転用について協議の場(令和7年5月30日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。 応神町吉成字西吉成126番地6 959㎡ ・以下の農地における転用について協議の場(令和7年10月7日～10月21日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。 応神町東貞方字貞光95番7 446㎡ ・以下の農地における転用について協議の場(令和7年11月28日～12月12日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。 応神町東貞方字貞光231番地1の一部 1,022㎡のうち91.43㎡
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鴨の被害が拡大しないようにネットを設置するとともに、有害鳥獣の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。